

大津市保健所による新型コロナウイルス 感染症患者クラスター発生にかかる 積極的疫学調査結果を受けた対応策

令和2年5月25日
大津市

はじめに

令和2年4月11日、本市職員が新型コロナウイルス感染症患者と診断されました。4月13日には隣接する所属の職員が患者と診断され、職場におけるクラスター発生が疑われました。その後も患者の発生が相次ぎ、4月17日には5例を上回ったことから、保健所は市役所本館でのクラスターの発生を認め、4月20日に滋賀県に調査支援を要請し、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チームと合同で調査が実施されました。

その結果、5月21日付けで最終報告書が提出され、新型コロナウイルス感染症患者クラスター発生にかかる積極的疫学調査結果を受けました。

ここでは、大津市保健所からの調査結果を受け、大津市としての対応策をまとめたものです。

【 目 次 】

- 1 職員の感染症発生状況と対応
- 2 大津市保健所による考察
- 3 終息の判断について
- 4 大津市保健所から再発防止に向けた提言に対する対応策

1 職員の感染症発生状況と対応

(1) 発生状況

診断日 (確定日)	発生状況
4月11日	(1例目) 都市計画部A所属
4月13日	(2例目) 都市計画部B所属
4月14日	(3例目) 都市計画部C所属

診断日 (確定日)	発生状況
4月16日	(4例目) 建設部D所属
4月17日	(5~7例目) 建設部D所属
4月18日	(8例目) 建設部D所属 (9例目) 建設部E所属
4月19日	(10例目) 建設部E所属
4月20日	(11例目) 建設部F所属

1 職員の感染症発生状況と対応

(2) 大津市役所の対応

ア. 執務室の閉鎖、職員の自宅待機

4月 14日	3階西エリア 市民立ち入り禁止（～19日）
15日	3階西エリア勤務職員（都市計画部）全員を自宅待機
16日	4階西エリア 市民立ち入り禁止 建設部D所属（4階）全員を自宅待機
19日	建設部E所属（4階）全員を自宅待機 5階応援職員を自宅待機
20日	4階西エリア勤務職員（建設部）全員を自宅待機
25日	本庁舎全館閉鎖（～5月6日まで）

1 職員の感染症発生状況と対応

イ. 庁舎等の消毒（管財課）

患者が使用した場所については、調査等で把握した範囲で、管財課及び患者の所属する部局において随時消毒作業を実施しました。

また、4月29日から5月1日にかけて、管財課により本庁舎の噴霧消毒作業を実施するとともに、同期間に管財課所有の公用車についても噴霧消毒を実施しました。

ウ. 職員の健康観察の実施状況（職員支援室）

4月13日より、全職員を対象とした健康観察を開始。患者発生の部局職員は、体調不良者全員に対し電話による問診を始めました。患者未発生の部局職員は、症状が3日以上継続している者に対し電話による問診を実施しました。また、医療機関を受診しPCR検査を受検した者は、所属長を通じて報告を依頼しました。

1 職員の感染症発生状況と対応

工. 職員の勤務体制

4月 15日	業務継続計画の第3段階へ移行
20日	2交替制（隔日）勤務の開始
23日	テレワーク運用拡大（200台増設）
27日～	本庁舎職員全員の自宅待機
5月 7日～	2交替制（隔週）勤務の再開

※滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班
情報・疫学統計チームによる実地疫学調査

4月21日、本庁舎内で関係者へのヒアリング及び患者発生フロアを巡視

2 大津市保健所による考察

～最終報告書 抜粋～

(1) 感染源・感染経路・リスク因子

ア. 業務上の関連性

3・4階フロアは、3月末まで同一部局であり、4月からの組織再編により2部局体制となった。年度末には部内あいさつ式が執務室にて行われており「密集」「密接」の環境となっていたこと、また、人事異動による事務引継ぎが4月に入ってからも行われたこと等から、感染がフロアをまたがって拡大する可能性があった。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

4.結果 (3) 職場環境を除く患者における共通点

患者を認めている両部の職員は、日常業務において会話等することはあるため、接触機会はあったと思われる。しかし、各患者における会議や会食等の3密環境となりえる機会を中心に、聞き取りを行ったが、関連すると思われる機会を把握することはできなかった。

2 大津市保健所による考察 ～最終報告書 抜粋～

イ. 執務室の環境

患者発生フロアの執務室は、換気が十分に行われていたとはいえず、また、デスク間隔も十分確保されているとはいえない。

ウ. 共用について

①場所の共用

同一フロアの職員数が100名を超えており、トイレ・更衣室・会議室などの場所の共用は、接触感染リスクがある。個人の手指衛生の徹底が求められる。更衣室は狭い空間であり、換気も十分に行えないことから、飛沫・接触感染リスクを伴う環境といえる。

2 大津市保健所による考察

～最終報告書 抜粋～

②物品の共用

コピー機、受付カウンター、共用PC、電話機などの共用物品は、常に汚染リスクがあり、こまめな消毒が必要である。公用車に関しては使用前後にハンドル等接触箇所の消毒をすることが望ましい。同乗者がいる場合には、適度に換気し、マスク着用などの咳エチケットを遵守する。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

4.結果 (4) 職場環境

職員の業務机は多くの自治体の本庁舎と同様に配置されており、特異的な業務環境を認めることはできなかった。電話、室内電灯のスイッチ、パソコンやコピー機などの高頻度接触面が存在することも、一般的な公務所と同様である。一方で、各課に設置されている会議室は、参加人数によっては、密集状態となる可能性がある広さであった。また、会議室には入り口のドア以外に出入り口および窓などがなかったため、エアコンに加えてサーキュレーターなど別途換気するための工夫がなければ、密閉環境になりえる部屋であった。また、更衣室も、複数の職員が近い距離で利用する場合は、密集環境となる可能性がある。

2 大津市保健所による考察

～最終報告書 抜粋～

(2) 感染拡大防止対策について

- ▼ 1例目の発生直後から、フロア単位の消毒作業、職員に対する健康観察の実施や自宅待機命令等、拡大防止対策は適切に行われた。
- ▼ 庁舎全体の一定期間の閉鎖についても、当該感染症の潜伏期間が長いことや、複数フロアでの発生により、更なる発生の可能性が十分に考えられる状況であった等から適切な判断であった。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

5.考察

今回は、4月26日から5月6日までを対象とした市庁舎閉鎖が、4月21日に発表された。結果として、4月17日発患者(4月20日確定診断)を最後に新たな患者は認めなかったが、4月17日にウイルス曝露し、5月1日までは職員が発症する可能性を考えるべき状況にあったと思われる。無症状病原体保有者や発症前のウイルス排出を加味すると、本症の集団発生対応は、できる限り早期に、広い範囲で社会的隔離などの強い介入を実施することが、早期解決につながると考えられる。特に対市民業務を行う市庁舎においては、閉庁は、4月21日時点で考えられる最も有効な感染拡大防止策の一手段であったと思慮される。

3 終息の判断について

～最終報告書 抜粋～

以下の理由により、市役所における本件クラスターについては終息したものと判断する。

▼閉庁した4月25日から14日経過する5月8日までに、市職員から新たな患者を認めなかったこと。

▼5月7日の開庁以降も、新たな患者発生を想定し、クラスターの発生リスクを低くするための環境が以下の通知等により構築されていること。

- ①職員の新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策の強化について
(令和2年4月13日付け大総人第136号)
- ②5月7日以降の勤務体制及び感染症拡大防止対策について
(令和2年4月23日付け大総人第150号)

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

8. 終息宣言の基準(案)

以下を満たすことを条件とすることを提案する。

- (1)閉庁日から14日の間、職員の健康観察を強化し、体調異常者を確実に把握すること
- (2)閉庁日から14日の間、確定診断された職員を認めた部課以外に、新たな患者を認めないこと
- (3)新たな患者が発生した場合に、集団発生する可能性が低い環境を構築できたことを確認すること

4 大津市保健所から再発防止に向けた提言に対する対応策

保健所からの提言		対応策
① 市庁舎内において、「密閉空間」「密集場所」と「密接場面」の全てを避けること	ア 職場内の換気	<ul style="list-style-type: none"> 4月13日付け庁内通知で、終日若しくは1時間ごとに換気することとしており、継続して実施する
	イ 職員間に2m以上の間隔を設けること又はパーティションの設置による飛沫防止	<ul style="list-style-type: none"> 業務機のレイアウトは職員間に2m以上の間隔を設けることとする 間隔を設けることができない場合は、ダンボール等を利用したパーティションを設置することとする
	ウ 2交替勤務の継続・時差出勤の活用	<ul style="list-style-type: none"> 5月31日で2交替制を解除するが、在宅勤務（テレワーク）で業務効率の維持・向上が確保できる所属は継続して在宅勤務を実施し、積極的に3密を解消する 時差出勤の活用を継続する

4 大津市保健所から再発防止に向けた提言に対する対応策

保健所からの提言		対応策
② 体調異常者が、自宅療養もしくは在宅勤務できる職場環境を構築すること	ア 出勤前に健康状態を確認	<ul style="list-style-type: none">4月8日付け庁内通知で出勤前の体温測定を周知4月13日付け庁内通知で検温結果を各人が記録する様式を作成し徹底
	イ 体調異常を認めめた場合は出勤を控える	<ul style="list-style-type: none">風邪症状のある職員は、出勤を控えるようにしており、所属長による体調確認で徹底している
	ウ 体調異常者を把握するシステムを構築	<ul style="list-style-type: none">4月13日付け通知で所属長による所属職員の体調管理の把握を義務付け、筆頭課を通じて、職員支援室へ報告するシステムとしており、今後も継続する健康観察アプリの導入の検討

4 大津市保健所から再発防止に向けた提言に対する対応策

保健所からの提言	対応策
③ 全ての職員が、手指衛生及び咳エチケットを遵守し、就業中にマスクを着用すること	<ul style="list-style-type: none">• 全職員マスク着用• 出勤後、昼食前、協議・面談前後の手洗い、うがいの徹底
④ 風邪様症状を認めた職員は、家族内の感染拡大を予防するために、できる限り、他の家族と部屋及び物品を区別すること	<ul style="list-style-type: none">• 4月23日付け庁内通知で、厚生労働省が発行している「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」を周知
⑤ 確定診断された職員は、退院後4週間、手洗い、咳エチケット及び健康観察を強化すること	<ul style="list-style-type: none">• 確定診断を受けた者に対しては、退院後、主治医の意見をもとに出勤を認め、復帰後は、所属及び職員支援室で、健康観察を継続する

4 大津市保健所から再発防止に向けた提言に対する対応策

保健所からの提言		対応策
⑥ 職場環境の衛生管理を徹底すること	ア 高頻度接触面の適切な消毒	<ul style="list-style-type: none">・ 午前2回、午後2回、共用部分の消毒を実施する・ 庁内放送で、職員向けに消毒、手洗い、うがい、換気の徹底を周知している（3回/日）
	イ 共用物品の使用前後に手指衛生を徹底	<ul style="list-style-type: none">・ 共用物品を使用した場合は、手洗い又は手指を消毒することとする
	ウ 管財課は、清掃業者に対し、通常清掃の際に消毒も行うよう依頼すること	<ul style="list-style-type: none">・ 4月13日に、管財課から清掃業者へ、トイレ扉、階段手すり、エレベーター操作盤等の共用部分の清掃については、水拭きからアルコール消毒液へ変更するよう依頼している。アルコール消毒液は、管財課から清掃業者へ提供している

4 大津市保健所から再発防止に向けた提言に対する対応策

保健所からの提言		対応策
⑦ その他	職場環境の改善を検討する	<ul style="list-style-type: none">• 今後も、感染症防止に有効な対策を検討し、随時実施していく• 各部局の安全・衛生委員又は安全衛生推進者による着実な感染拡大防止対策の実施• 3密を解消するため、会議室や空きスペースを執務室として利用できる環境とする